

平成23年9月7日

「美の里づくりコンクール」実施要領

(財)農村開発企画委員会

第1 コンクールの趣旨

良好な農村景観を形成するためには、持続的な農業生産活動はもとより、地域住民等も参加した個性ある美しい景観づくりへの取組が重要であり、このため、地域の自主的努力により保全・形成されている景観への優れた活動事例を表彰するとともに、あわせてこれら優良事例の普及を図ることにより、国民の共有財産である農山漁村の美しい景観の形成の推進及び都市と農山漁村の交流の促進に資することとする。

第2 実施主体

本事業は、(財)農村開発企画委員会の主催により実施する。事務局を(財)農村開発企画委員会に置く。

第3 コンクールの実施

1 選定対象

選定対象は、原則として集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域(ただし、区域の全域が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域である場合を除く。)において、良好な景観の保全・形成活動の主体となっている集団又は組織とする。

2 優良事例の応募及び表彰事例の選定

(1) 応募方法

応募者は、別に定める応募調書に所定の事項を記入し、応募期間中に(財)農村開発企画委員会宛てに提出することとする(郵送、電子メールによる応募も可)。

(2) 応募期間

平成23年9月20日～平成23年10月31日

(3) 美の里づくり審査会による審査

ア 美の里づくり審査会は、良好な農村景観の保全・形成に関し学識経験のある7名以内の委員をもって構成する。

イ 美の里づくり審査会委員の委嘱は、(財)農村開発企画委員会理事長が行うもの

とする。

- ウ 事務局は、提出された事例を整理し、美の里づくり審査会に提出する。
- エ 美の里づくり審査会は、事務局より提出された事例について、(3)の審査基準に基づき、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、表彰候補事例を選定する。

(4) 審査基準

審査に当たっては、良好な農山漁村の景観の保全・形成について自主的かつ積極的に取り組む集団又は組織について、次の基準に照らし、農山漁村の振興の先進的な事例としてふさわしく、かつ、都市と農山漁村の交流を促進する事例を選定する。

ア 美しい農山漁村の景観の総合的な保全・形成への寄与

景観と調和した計画的な土地利用など、自然景観、農林地等の景観との統一性・連続性を有し、地域の美しい景観の総合的な保全・形成に貢献していること。

イ 多様な主体の参画による景観の保全・形成

農林漁業者と地域住民、NPOなど多様な主体が参画し、地域の景観の保全・形成の方向について合意形成を図っているなど、その活動に一体性・継続性が認められること。

ウ 地域資源を活かした景観の保全・形成

農地、水、里山、農業用施設、伝統的歴史的施設などの地域資源を活かし、自然環境・生活環境・伝統文化と調和した良好な景観を保全・形成していること。

エ 景観を活かした地域経済の活性化

農山漁村ならではの自然景観、居住景観の魅力を活かして都市住民等と活発な交流を行っているとともに、都市との交流等を通じて地域経済の活性化を図っていること。

(5) 表彰

ア 表彰は、美の里づくり審査会において選定された表彰候補事例を対象として行うものとする。

イ 表彰事例は6件とし、その内訳は次の通りとする。

農林水産大臣賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

農村振興局長賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

美の里づくり審査会特別賞・・・・・・・・・・・・ 3件

ウ 表彰事例は、原則として受賞後3年を経過しない間は、表彰の対象としないこととする。

(6) 美の里づくり審査会審査委員(予定)

絹谷幸二：画家、東京芸術大学名誉教授(審査会長)

沼田早苗：写真家

浜美枝：女優・農政ジャーナリスト

船山龍二：社団法人日本観光振興協会副会長

宮口侗迪：早稲田大学教授

アダム・フルフォード：フルフォード・インタープライズ CEO

(7) 農林水産省による後援

本コンクールの趣旨にかんがみ、コンクールの実施にあたっては農林水産省の後援を得るものとする。

3 表彰事例の普及

農山漁村の振興に資するため、(財)農村開発企画委員会は表彰事例について広く普及に努めるものとする。

第4 その他

その他、本コンクールの実施に関して必要な事項は、別に(財)農村開発企画委員会理事長が定めるものとする。